

○  
環農財  
林  
境水務  
產省、  
省、  
經厚生勞動省、  
經濟產業省、  
告示第八号  
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等  
に関する法律(平成七年法律第二百二十二条)第二条  
第六項の規定に基づき、平成三十一年四月一日付

けをもつて、平成三十一年度における主務大臣が  
指定する施設を次のように指定したので、告示す  
る。

平成三十一年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 原田 義昭

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境  
省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進  
室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、  
財務省理財局総務課たばこ壜事業室、厚生労働省  
医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマ  
ス循環資源課、食品産業環境対策室に備え置いて縦  
覧に供する。)